令和6年度 第1回 磐田市地域公共交通会議 次第

日時:令和6年5月31日(金)9時30分~

場所:磐田市役所本庁舎4階大会議室

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 報告事項
 - 報告第1号 令和5年度デマンド型乗合タクシーの実績報告について
 - 報告第2号 令和5年度モニタリングシートの報告について
 - 報告第3号 令和5年度第1回検討部会の報告について
- 4 協議事項
 - 議案第1号 デマンド型乗合タクシーの運行内容の見直しについて
 - 議案第2号 地域内フィーダー系統確保維持改善計画について
 - 議案第3号 運賃に係る協議会の取扱いについて
 - 議案第4号 地域公共交通会議における会計設置について
- 5 その他
- 6 閉会

磐田市地域公共交通会議委員名簿

任期:令和5年6月1日~令和8年5月31日

(敬称略)

No.	役職	区分	所属・役職		氏名	備考
1	会長	学識経験者	静岡文化芸術大学	名誉教授	川口 宗敏	
2		市議会の議員	磐田市議会	議長	鈴木 喜文	
3		関係行政 機関の職員	中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画 専門官	増田 秀典	
4		関係行政 機関の職員	静岡県交通基盤部都市局	地域交通課長	片山 広文	代理出席者 主任 山本 あす香
5		関係行政 機関の職員	静岡県袋井土木事務所	企画検査課長	山﨑 優	欠席
6		関係行政 機関の職員	磐田警察署	交通課長	田浦 一博	
7		関係行政 機関の職員	袋井市	総務部長	村田 雅俊	代理出席者 課長補佐 鳥居 厚志
8	副会長	市民の代表者	磐田市自治会連合会	副会長	大澤 房男	
9		市民の代表者	磐田市竜洋 地域包括支援センター	センター長	伊藤 小織	
10		市民の代表者	磐田市商工会議所	専務理事	平谷 均	欠席
11		市民の代表者	磐田市老人クラブ連合会	副会長	山下 六機	
12		市民の代表者	磐田市民生委員 児童委員協議会	副会長	富田 倫代	
13		市民の代表者	公募委員		神谷 剛志	
14		公共交通事業者	遠州鉄道株式会社	運輸事業部長	石田 博久	
15		公共交通事業者	遠州鉄道労働組合	副執行委員長	田中 友親	
16		公共交通事業者	秋葉バスサービス株式会社	取締役社長	山田 光	
17		公共交通事業者	浜松バス株式会社	代表取締役	大久保 公雄	
18		公共交通事業者	静岡県バス協会	専務理事	堀内 哲郎	
19		公共交通事業者	遠鉄タクシー株式会社	常務取締役 運行営業部長	榊原 正之	
20		市の職員	磐田市	副市長	内野 昌美	

(敬称略)

会長

静岡文化芸術大学 名誉教授

川口宗敏

副会長

磐田市自治連合会 副会長

大澤房男

磐田市議会 議長

鈴木喜文

静岡運輸支局 首席運輸企画専門官 増田秀典

静岡県地域交通課

山本あす香

磐田警察署 交通課長

田浦一博

袋井市協働まちづくり課 課長補佐

鳥居厚志

竜洋地域包括 支援センター長 伊藤小織

老人クラブ連合会 副会長

山下六機

民生児童委員協議会 副会長

富田倫代

磐田市 副市長

内野昌美

静岡県バス協会 専務理事 堀内哲郎

遠鉄タクシー(株) 常務取締役 榊原正之

浜松バス(株) 代表取締役 **大久保公雄**

秋葉バスサービス 取締役社長

山田光

遠州鉄道労働組合 副執行委員長 田中友親

公募委員

神谷剛志

遠州鉄道(株) 運輸事業部長

石田博久

髄行席

随行席

随行席

報道席

傍聴15席





事務局

事務局

事務局

令和5年度 デマンド型乗合タクシー実績報告について

○地区別利用登録状況(R 6. 3末)

(単位:人)

地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	磐田中央	磐田南部	磐田北部	磐田東部	合計
令和5年度	2, 554	1,930	1, 578	1,041	2, 312	1, 157	712	1,091	12, 375
対象人口 (R6.3)	29, 973	18, 203	16, 720	10, 561	45, 125	18, 172	9, 853	17, 700	166, 307
令和4年度	2, 414	1, 785	1, 508	1,008	2, 049	1, 040	657	1, 013	11, 474
増減	140	145	70	33	263	117	55	78	901

※磐田中央地区は、65歳以上が対象



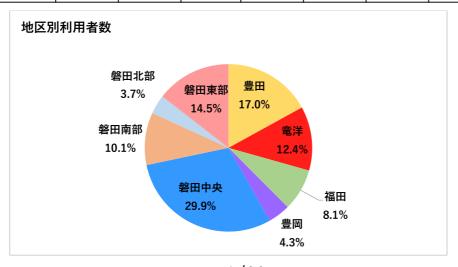
○地区別利用者数

※利用者数 (単位:人)

地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	磐田中央	磐田南部	磐田北部	磐田東部	合計
令和5年度	8, 622	6, 280	4, 116	2, 178	15, 157	5, 130	1, 885	7, 339	50, 707
令和4年度	7, 762	5, 841	3, 301	1, 699	12, 438	4, 885	1, 399	6, 688	44, 013
増減	860	439	815	479	2, 719	245	486	651	6, 694

※実利用者数

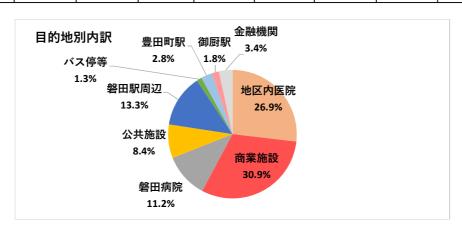
7017 (1 4/ 14	T // *								
地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	磐田中央	磐田南部	磐田北部	磐田東部	合計
令和5年度	422	353	224	92	605	214	70	241	2, 221
令和4年度	378	304	202	81	515	214	66	216	1, 976
増減	44	49	22	11	90	0	4	25	245



○目的地別利用状況

(単位:人)

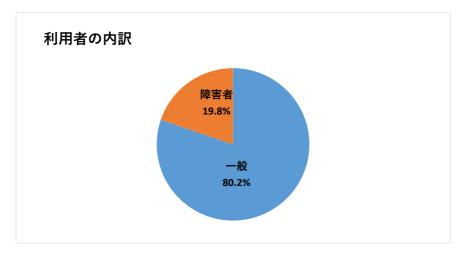
施設	地区内医院	商業施設	磐田病院	公共施設	磐田駅周辺	バス停等	豊田町駅	御厨駅	金融機関	合計
令和5年度	13, 620	15, 686	5, 671	4, 284	6, 722	668	1, 415	928	1, 713	50, 707
令和4年度	11, 894	13, 537	5, 192	3, 682	5, 540	610	1, 089	957	1,512	44, 013
増減	1,726	2, 149	479	602	1, 182	58	326	-29	201	6, 694



○障害者の利用状況

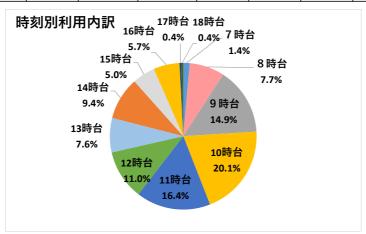
<u>※</u> 利用者	針		(単位:人		
種別	一般	障害者	合計		
令和5年度	40, 665	10, 042	50, 707		
令和4年度	36, 046	7, 967	44, 013		
増減	4, 619	2, 075	6, 694		

※実利用	者数		(単位:人)
種別	一般	障害者	合計
令和5年度	1,644	577	2, 221
令和4年度	1, 461	515	1, 976
増減	183	62	245



○時刻別利用状況 (単位:人)

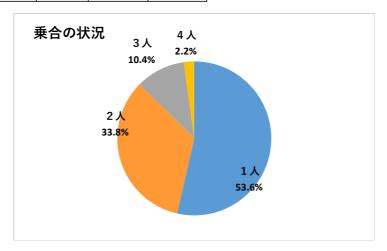
時刻	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台
令和5年度	730	3, 907	7, 535	10, 169	8, 313	5, 581	3, 830	4, 784	2, 535	2, 906	203	214
令和4年度	652	3, 634	6, 650	9, 102	7, 098	5, 082	3, 259	4, 235	1, 683	2, 272	187	159
増減	78	273	885	1, 067	1, 215	499	571	549	852	634	16	55



○乗合の状況

(単位;便)

乗合数	1人	2人	3人	4人	合計
令和5年度	16, 854	10, 647	3, 263	693	31, 457
令和4年度	17, 789	8, 579	2, 434	441	29, 243
増減	-935	2, 068	829	252	2, 214



○土曜日の利用状況

※利用者数 (単位:人)

地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	磐田中央	磐田南部	磐田北部	磐田東部	合計
令和5年度	932	488	409	236	1,672	494	345	909	5, 485
令和4年度	731	451	238	184	1, 260	450	171	736	4, 221
増減	201	37	171	52	412	44	174	173	1, 264

※実利用者数 (単位:人)

									1 1 7 17
地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	磐田中央	磐田南部	磐田北部	磐田東部	合計
令和5年度	115	99	60	21	233	68	20	92	708
令和4年度	101	67	60	18	182	68	16	67	579
増減	14	32	0	3	51	0	4	25	129

○運転経歴証明書提示者の利用状況

※利用者数 (単位:人)

地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	磐田中央	磐田南部	磐田北部	磐田東部	合計
令和5年度	2, 793	2, 806	1, 981	874	8, 091	2, 578	1, 054	2, 637	22, 814
令和4年度	2, 763	2, 239	1, 253	624	6, 949	2, 355	843	2, 240	19, 266
増減	30	567	728	250	1, 142	223	211	397	3, 548

※実利用者数 (単位:人)

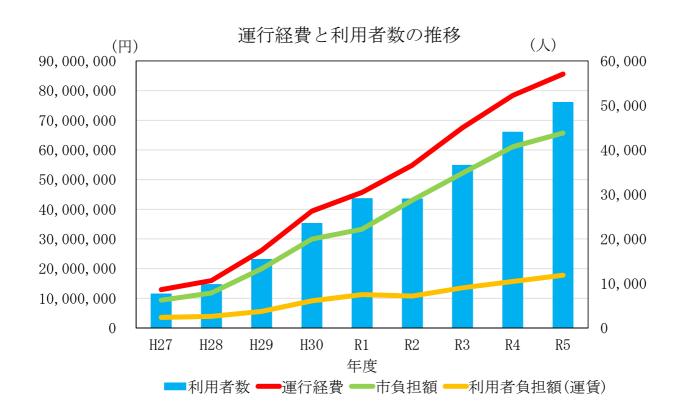
701701111	1							(-	
地区	豊田	竜洋	福田	豊岡	 磐田中央 	磐田南部	磐田北部	と 磐田東部 	合計
令和5年度	203	178	108	38	363	110	33	129	1, 162
令和4年度	165	180	91	35	291	91	31	114	998
増減	38	-2	17	3	72	19	2	15	164

デマンド型乗合タクシー『お助け号』利用状況(運行期間: R5.4.1~R6.3.31)

г										1		1
	地区名	R6.3末登録数:		利用者数		w be a W T	使用台数	平均乗車 数	運行経費	運賃収入等※	委託料	備考
	70 E-7	Tier ey (Tier y	全体	1日当り	うち障害者 び書	音等の数及 割合	(台)	(人/台)	(円)	(円)	(円)	VIII 3
	豊田地区	2, 554	8,622	29. 4	2, 137	24.8%	5, 153	1. 67	12, 488, 690	2, 929, 400	9, 559, 290	①地区内医院32% ②地区内商店28% ③地区内公共施設15% ・平均年齢74.4歳
	竜洋地区	1, 930	6, 280	21. 4	1, 288	20. 5%	4, 156	1. 51	12, 754, 230	2, 440, 700	10, 313, 530	①地区内医院35% ②磐田市立総合病院14% ③地区内買物施設10% ・平均年齢78.6歳
	福田地区	1, 578	4, 116	14. 0	492	12. 0%	2, 659	1. 55	7, 863, 560	3, 346, 500	4, 517, 060	①地区内医院28% ②磐田駅と周辺施設18% ③地区内商店13% ・平均年齢80.7歳
Б/30	豊岡地区	1,041	2, 178	7. 5	418	19. 2%	1, 454	1. 50	4, 539, 260	728, 300	3, 810, 960	①地区内買い物施設43% ②地区内医院38% ③磐田市立総合病院10% ・平均年齢81.6歳
	磐田中央地区 (見付·中泉·今之 浦地区)	2, 312	15, 157	51. 7	1, 798	11.9%	8, 394	1.81	19, 634, 120	5, 005, 900	14, 628, 220	①地区内医院43% ②地区内商店27% ③地区内公共施設16% ・平均年齢80.8歳
	磐田南部地区 (天竜・長野・於保 地区)	1, 157	5, 130	17. 5	863	16.8%	3, 405	1. 51	9, 799, 300	2, 003, 100	7, 796, 200	①地区内商店29% ②磐田市立総合病院18% ③地区内医院16% ・平均年齢77.8歳
	磐田北部地区 (大藤・向笠・岩 田地区)	712	1,885	6. 5	337	17. 9%	1, 349	1. 40	4, 894, 120	853, 000	4, 041, 120	①磐田駅と周辺施設35% ②地区内医院27% ③地区内商店22% ・平均年齢80.0歳
	磐田東部地区 (西貝・田原・御厨・ 南御厨地区)	1, 091	7, 339	25. 0	2, 709	36. 9%	4, 887	1. 50	13, 625, 260	2, 586, 900	11, 038, 360	①磐田駅と周辺施設23% ②地区内商店16% ③地区内公共施設14% ・平均年齢68.0歳
	合 計	12, 375	50, 707	173. 1	10, 042	19.8%	31, 457	1.61	85, 598, 540	19, 893, 800	65, 704, 740	
				•								

※運賃収入等は、利用者負担額と国庫補助金の合計額 ※運行日数は293日

デマンド型乗合タクシー状況の推移



年度	H27	H28	H29	H30	
利用者数	7, 645	9, 782	15, 416	23, 511	
運行経費	12, 908, 722	15, 966, 060	26, 112, 860	39, 396, 020	
市負担額	9, 347, 572	11, 817, 710	19, 951, 510	29, 971, 420	
国庫補助	0	215, 000	591,000	260, 000	
利用者負担額	3, 561, 150	3, 933, 350	5, 570, 350	9, 164, 600	
年度	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	29, 095	29, 001	36, 563	44, 013	50, 707
運行経費	45, 736, 210	54, 885, 880	67, 486, 520	78, 398, 630	85, 598, 540
市負担額	33, 282, 346	43, 075, 980	52, 185, 420	61, 076, 130	65, 704, 740
国庫補助	1, 206, 000	1, 064, 000	1, 750, 000	1, 647, 000	2, 133, 000
利用者負担額	11, 247, 864	10, 745, 900	13, 551, 100	15, 675, 500	17, 760, 800

■モニタリングシート

令和6年度 磐田市地域公共交通計画モニタリングシート1【事業実施状況】

	事業名	R 5 実施 状況	令和5年度の 実施状況の内容	R 6 実施 予定	令和6年度の 事業実施の方針			
基本的な方針 暮らしの安心と人が集まる磐田市の未来を創る公共交通								
目標1 都市間や拠点間を結ぶ公共交通の確保・維持								
1	鉄道運行の維持・支援	0	天浜線について沿線の市町と連携し、経営支援及び利用促進を 行った。	0	継続して鉄道沿線の市町と連携 し、経営支援及び利用促進を実施 する。			
2	バス路線の維持・支援	0	欠損額の補助により、バス事業 者の負担軽減を図り、路線の維 持に努めた。	0	今後も継続して支援する。			
3	バス路線退出の代替交 通検討	0	バス路線退出の申出はなかっ た。	0	申出があれば対応していく。			
4	新規路線の検討	0	ニーズ調査をし、地域住民と情報共有をした。	0	ニーズ調査の結果を基に、運行言 画(案)を作成する。			
目標	票2 拠点とその周辺地域	域を結ぶ	が地域交通の確保・維持					
1	デマンド型乗合タクシ 一の維持	0	現状の運行の維持しつつ、検討 部会を開催し意見交換により改 善点を検討した。	0	検討した内容のうち可能なものだ ら見直しを実施する。			
2	ボランティア運送の支 援	0	モデル地区でボランティア運送 を開始した。	0	他の地域へボランティア運送の情報を発信する。			
3	地域輸送資源の活用調 査	0	通学バスの活用について調査し た。	0	継続して、通学バスの活用について調査する。			
目標	票3 公共交通の利便性に	句上と利	J用促進					
1	運行内容の見直し	0	検討部会を開催し意見交換により改善点を検討した。	©	検討部会の内容を踏まえて、運行 内容の見直しを検討する。			
2	バス停等の環境整備	0	デマンド型乗合タクシーの看板 を磐田駅南口に設置した。	0	デマンド型乗合タクシーの看板だ 設置されていない乗降場所に看材 を設置する。			
3	利用方法等の情報発信	0	出前講座での啓発、チラシの配 布に加え地域の代表者を対象に 情報交換会を実施し公共交通の 実情を周知した。	0	継続して、出前講座での啓発やラシの配布に加え地域の代表者等と情報交換をする。			
4	運賃の割引等	0	デマンド型乗合タクシーについ て、障害者割引及び運転免許証 自主返納者割引を実施した。	0	今後も継続して実施する。			
⑤	先端技術の活用	0	市内事業者とグリーンスローモ ビリティを走行させ、地域の人 に体験してもらった。	0	継続した市内事業者との意見交換で情報交換に加え、運賃精算の負担軽減のためキャッシュレス決議に導入に対し支援する。			

記載要領

- 1 実施状況は、事業を実施したは◎、実施予定は○、未実施は△を記入する。2 実施状況の内容は、実施した事業の内容、実施予定の内容、未実施の理由等を記入する。3 事業実施の方針は、実施状況を踏まえた今後の事業実施の方針を記入する。

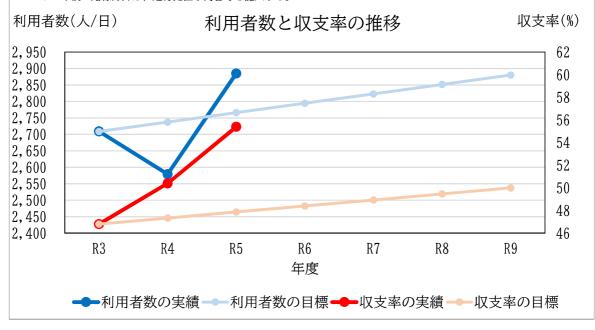
令和6年度 磐田市地域公共交通計画モニタリングシート2 【路線運行状況】

j	路線名	利用者数(人/年)	利用者 数 (人/日)	経常費用 (円/年)	経常収入 (円/年)	収支 率 (%)	経常欠損額 (円/年)	公費負担額 (円/年) [国・県] [市]	今後の 路線方針
バ	ス路線	令和5年度							
1	磐田市 立病院 福田線	215, 306	590	77, 508, 541	44, 906, 599	57.9	32, 601, 942	35, 367, 400 [14, 451, 400] [20, 916, 000]	継続運行
2	中ノ町 磐田線	340, 500	933	83, 550, 720	57, 814, 056	69.2	25, 736, 664	28, 526, 000 [26, 536, 000] [1, 990, 000]	継続運行
3	磐田天 竜線	339, 482	930	162, 013, 223	87, 891, 494	54.2	74, 121, 729	71, 194, 200 [44, 013, 200] [27, 181, 000]	継続運行
4	掛塚さ なる台 線	55, 840	153	22, 265, 501	12, 738, 974	57.2	9, 526, 527	8, 599, 200 [6, 899, 200] [1, 700, 000]	継続運行
5	城之崎 線	16, 711	46	6, 715, 986	3, 765, 896	56.1	2, 950, 090	3, 238, 000 [0] [3, 238, 000]	継続運行
6	磐田線	35, 738	148	19, 377, 147	9, 021, 467	46.6	10, 355, 680	5, 916, 000 [1, 308, 000] [4, 608, 000]	継続運行
7	掛塚磐田駅線	25, 263	86	27, 447, 024	4, 875, 491	17.8	22, 571, 533	22, 571, 533 [5, 302, 000] [17, 269, 533]	継続運行
í	合 計	1, 028, 840	2,885	398, 878, 142	221, 013, 977	55.4	177, 864, 165	172, 174, 333 [98, 509, 800] [76, 902, 533]	

※磐田線の公費負担額は、磐田市分のみで袋井市、森町の運行区域分を除く。

記載要領

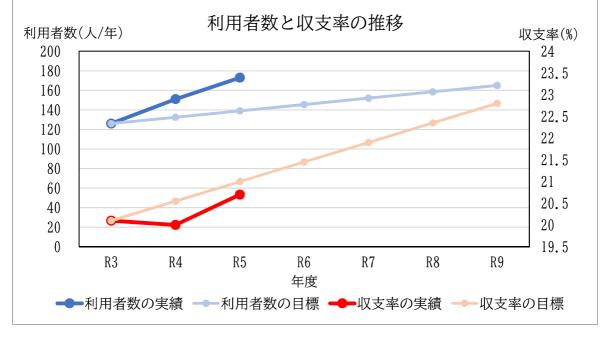
- 1 利用者数は、年間利用者数と年間利用者数を年間運行日数で除した値を記入する。
- 2 経常費用は、年間の運行にかかる経費の合計を記入する。
- 3 経常収入は、年間の運行にかかる収入の合計を記入する。
- 4 収支率は、経常収入を経常費用で除した率を記入する。
- 5 経常欠損額は、経常費用から経常収入を引いた値を記入する。
- 6 公費負担額は、当該路線の国・県・市の補助額等の合計を記入する。
- 7 今後の路線方針は、運行見直し内容等を記入する。



В	各線名	利用者数(人/年)	利用者数(人/日)	経常費用 (円/年)	経常収入 (円/年)	収支 率 (%)	経常欠損額 (円/年)	公費負担額 (円/年) [国・県] [市]	今後の 路線方針
デマ	/ンド型乗	合タクシー	- 令和5	年度					
1	磐田北 部線	1,885	6	4, 894, 120	853, 000	17.4	4, 041, 120	4, 041, 120 [780, 000] [3, 261, 120]	継続運行
2	磐田東部線	7, 339	25	13, 625, 260	2, 586, 900	19.0	11, 038, 360	11, 038, 360 [2, 760, 000] [8, 278, 360]	継続運行
3	磐田南部線	5, 130	18	9, 799, 300	2,003,100	20.4	7, 796, 200	7, 796, 200 [2, 146, 000] [5, 650, 200]	継続運行
4	磐田中 央線	15, 157	52	19, 634, 120	4, 587, 900	23.4	15, 046, 220	15, 046, 220 [1, 715, 000] [13, 331, 200]	継続運行
5	豊岡線	2, 178	7	4, 539, 260	728, 300	16.0	3, 810, 960	3, 810, 960 [830, 000] [2, 980, 960]	継続運行
6	福田線	4, 116	14	7, 863, 560	1, 631, 500	20.7	6, 232, 060	6, 232, 060 [418, 000] [5, 814, 060]	継続運行
7	豊田線	8, 622	29	12, 488, 690	2, 929, 400	23.5	9, 559, 290	9, 559, 290 [2, 788, 000] [6, 771, 290]	継続運行
8	竜洋線	6, 280	21	12, 754, 230	2, 440, 700	19.1	10, 313, 530	10, 313, 530 [2, 750, 000] [7, 563, 530]	継続運行
£	計	50, 707	173	85, 598, 540	17, 760, 800	20.7	67, 837, 740	67, 837, 740 [14, 187, 000] [53, 650, 740]	

記載要領

- 1 利用者数は、年間利用者数と年間利用者数を年間運行日数で除した値を記入する。
- 2 経常費用は、年間の運行にかかる経費の合計を記入する。
- 3 経常収入は、年間の運行にかかる収入の合計を記入する。
- 4 収支率は、経常収入を経常費用で除した率を記入する。
- 5 経常欠損額は、経常費用から経常収入を引いた値を記入する。
- 6 公費負担額は、当該路線の国・県・市の補助額等の合計を記入する。
- 7 今後の路線方針は、運行見直し内容等を記入する。



令和5年度第1回検討部会の報告について

令和6年2月に開催した令和5年度第1回検討部会の協議内容について下記のとおり報告するものとする。

記

- 1 日 時 令和6年2月7日(水) 午前10時から午後11時30分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎3階304・305会議室
- 3 出席者 大澤委員、伊藤委員、山下委員、富田委員、神谷委員 石田委員代理、山田委員、大久保委員代理、榊原委員 計 10 名
- 4 議 事 協議事項1 運行内容について (バス・デマンド) 協議事項2 新規路線について
- 5 詳細 別紙のとおり

協議事項1 運行内容について (バス・デマンド)

(1) デマンド型乗合タクシーについて

項目	主な意見
運行日	日曜日、祝日の運行
	運行のない時間帯での増便
	病院の受付開始に合わせて7時台のタクシーが欲しい。
運行時間	16時台17時台がないと午後の診察に利用できない(福田)
	昼、午後の便を1時間毎にしてほしい
	竜洋、北部にも17時台が欲しい
予約時間	事前予約の時間短縮(予約時間を行きも1時間にして欲しい)
	地区を担当する南部障害者相談支援センター(磐田市急患セン
	ター内)に行けないので検討して欲しい(竜洋・福田)
	城山向陽包括支援センター(見付交流センター)に行けないので
指定施設	行けるようにしてほしい (北部)
(行き先)	隣接する地区の商業施設に行きたい (東部)
	ららぽーとの追加(北部)
	地区外の医者に行きたい
	使用できる範囲をもっと広くしてほしい
	医者のハシゴができるといい
	途中下車できるとよい
	お助け号というネーミングセンスが悪い。あわれみ、やっかいも
	のの感あり
その他	駅に行く場合、乗合だと到着時刻がわからない
	病院への利用が主ですが、帰りの時間が不定ですので何とかうま
	く利用できる様にしてほしいです
	病院の場合、帰りの時間が予測できないので予約ができない。
	(時間を待つ事が多い)

(2) 路線バスについて

区分	記 述 内 容
	朝と夕方に本数があるといいと思います。
	通勤・通学の時間帯は多くしてほしい。
	朝の7時~8時通勤時間帯は、高校生と同じになってかなり混
便 数	雑するので本数を増やしてほしい。
	また午後7時以降のバスが少ないので増やしてほしい。
	磐田市立総合病院へ通院する方にとって不便な時刻改正となっ
	ており不満です。通勤も不便で困っています。
	帰りの JR との乗り継ぎが悪くて 20 分くらい待つことがあるの
	が残念。
	以前より1本前に乗らざるを得ず磐田駅で毎日30分乗継に待っ
	ているのが本当に大変。
乗り継ぎ	便数が減りバスがものすごく混み、乗れない時もある。乗れな
ノベンが広ご	いとき、1 時間待たなくてはならない。
	磐田駅の電車の出発時刻に合わせたバスの到着ができるような
	運行時間にしてほしい。時間通りに到着してほしい。本数を増
	やしてほしい、もしくは今の本数のままでできるだけ同間隔で
	の運行をしてほしい。
	Suica や TOICA にも対応してほしい。運行自体は満足です。
利便性	TOICAを使えるようにしてほしい。
11011	後期高齢者です。月3,000円位の金額で遠鉄の走ってる所はど
	こでも行けるパスがほしい。
	福田から富士見町経由磐田病院行があると大変助かります。
	新しい市民文化会館が完成したら、バスで行けるようにしてほ
	LV.
	コロナ・ワクチンセンターへ行こうとした時に、バス路線がな
路線	くて不便だと感じました。
	豊田町方面はバスがなく、新しくできる市民ホール?も駅から
	は遠いのでバスがあると助かります。
	磐田駅〜御厨駅〜東新町のバス路線がほしいです。
	PER CONTROL OF PEROPETATION OF THE PEROPETATIO

区分	記 述 内 容
	バスの本数が減って大変不便です。バスの本数を昼間の時間
	(14~16時)1本もないなんてあまりにもひどいです。アピタ
	前のバス停留所に屋根とベンチを設置してほしい。バスのシル
 運行時刻	バーワイドフリーの料金、安くならない。磐田駅でシルバーワ
上上 1 时刻	イドフリーの券を買うのですが、月、水、金、14 時~しか開い
	てないので、せめて 13 時~開けてほしい。なぜかと言うと、バ
	スは14時~16時は動いてないから買いに行けないのです。
	南口と北口の乗り継ぎ時間にもう少し余裕がほしい。
	高齢者の免許返納等の事情等を鑑みる際、日中にある程度本数
TE 小下公代 卡卡	を確保するのがベスト
現状維持	身体的障害があるので、バスがないと困ります。最低でも今の
	本数と運行時刻にしてほしいです。お願いします。
	目的地とのタイアップに依る割引、特典などを導入し、利用者
その他	の確保を考慮しては?(補助は気が付きにくいので目に見える
	形でのアピール化)

〇 拠点 二 鉄道 バス路線 --- デマンド型乗合運行地区界 デマンド型乗合タクシ-**音洋線** 福田線 豊岡線 豊田線 ─ 警田北部線 | 磐田東部線 | 磐田南部線 磐田中央線 一般乗用タクシー 移動手段の検討路線 ◇ 移動手段の検討モデル地区 先端技術活用の検討モデル地区 地域輸送資源の活用調査

協議事項2 新規路線の検討について



豊田町駅→磐田市立総合病院、御厨駅→福田地区において新規路線を検討するため、下記のとおりアンケートを実施し、今後の進め方について協議した。

記

1 アンケート

豊田町駅⇒磐田市立総合病院

配布枚数	回答数	回答率
5,560件	2,885件	51.9%

主な内容

- ・平日は、買い物施設や旧豊田北部小学校(特別支援学校開校予定)に対する移動需要があった。
- ・休日は、市民文化会館等の文化施設に対する移動需要があった。

御厨駅⇒福田地区

配布枚数	回答数	回答率
2,300件	932 件	40.5%

主な内容

・買い物、通院、通勤・通学に対する移動需要があった。

今回の結果を運行計画(案)に反映させる。

2 今後のスケジュール(案)

2	年月	スクシュール(条) 地域	市
	4月		
	5月		地域公共交通会議
	6月	第1回ワークショップ	
	7月	第2回ワークショップ	
	8月		
	9月	運行計画(案)の作成1	
R 6	10 月	運行計画(案)の作成2 目標値の設定1	
	11月		検討部会
	12 月		地域公共交通会議
	1月	運行計画(案)の作成3 目標値の設定2	
	2月	運行計画(案)の作成4 目標値の設定3	
	3月		
	4月		検討部会
	5月	要望書の提出	
	6月		地域公共交通会議
	7月		
	8月		国・県協議
R	9月		事業者選定
7	10 月		
	11月		事業者協議, 検討部会
	12月		地域公共交通会議
	1月		路線整備
	2月		周知
	3月		

※令和8年4月 実証運行開始予定

新規バス路線検討におけるスケジュール(案)

2	年月	地域	市
	4月		
	5月		
	6月	第1回ワークショップ	検討部会 地域公共交通会議
	7月	第2回ワークショップ	
	8月		
R	9月	運行計画(案)の作成1	
6	10 月	運行計画(案)の作成2 目標値の設定1	
	11月		検討部会
	12月		地域公共交通会議
	1月	運行計画(案)の作成3 目標値の設定2	
	2月	運行計画(案)の作成4 目標値の設定3	
	3月		
	4月		検討部会
	5月	要望書の提出	
	6月		地域公共交通会議
	7月		
	8月		国・県協議
R	9月		事業者選定
7	10 月		
	11月		事業者協議, 検討部会
	12 月		地域公共交通会議
	1月		路線整備
	2月		周知
	3月		

※令和8年4月 実証運行開始予定

デマンド型乗合タクシーの運行内容の見直しについて

デマンド型乗合タクシーの運行内容を下記のとおり変更すものとする。

記

- 1 指定施設の追加について①
 - (1) 地区内施設 磐田中央地区の指定施設に「つじファミリークリニック」を加える。
 - (2) 地区内施設の運賃

利用者宅区分	\Leftrightarrow	施設名	運賃 (片道)
磐田中央地区	\Leftrightarrow	つじファミリークリニック	400 円/人

(3) 実施時期

令和6年6月10日から

(4) 追加理由 新規開院のため

- 2 指定施設の追加について②
 - (1) 地区外施設

磐田北部線の指定施設に「城山・向陽地域包括支援センター」及び「ららぽーと磐田」を加える。

(2) 地区外施設の運賃

利用者宅区分	\Leftrightarrow	施設名	運賃 (片道)
磐田北部地区	\$	城山・向陽地域包括支援センター ららぽーと磐田	800 円/人

(3) 実施時期

令和6年7月1日から

(4) 追加理由

城山・向陽地域包括支援センター

当該施設は、磐田北部地区を管轄しているため

ららぽーと磐田

磐田北部地区は、買い物施設が微弱であり地区外買い物施設として西貝、 見付、池田の買い物施設を追加してきたが、大藤に比較的近い当該施設も同様に追加する。

3 指定施設の追加について③

(1) 地区外施設

竜洋線及び福田線の指定施設に「磐田市南部障害者相談支援センター」を加える。

(2) 地区外施設の運賃

利用者宅区分	\Leftrightarrow	施設名	運賃 (片道)
竜洋地区	\rightarrow	般田本南郊陰宝老相談古塔センター	800 円 / 人
福田地区	\leftrightarrow	磐田市南部障害者相談支援センター	800 円/人

(3) 実施時期

令和6年7月1日から

(4) 追加理由

当該施設は、竜洋地区、福田地区を管轄しているため

4 運行便の追加について

(1) 運行便の改正

運行便を以下のとおり追加する。

時刻	竜 洋	福田	豊岡	豊田	磐田北部	磐田東部	磐田南部	磐田中央
7:00						7:00		
		7:30	7:30	7:30				
8:00	8:00				8:00	8:00	8:00	8:00
		8:30	8:30	8:30				
9:00					9:00	9:00	9:00	9:00
	9:30	9:30	9:30	9:30				
10:00					10:00	10:00	10:00	10:00
	10:30	10:30	10:30	10:30				
11:00					11:00	11:00	11:00	11:00
	11:30	11:30	11:30	11:30				
12:00					12:00	12:00	12:00	12:00
	12:30	12:30		12:30				
13:00			13:00			13:00	13:00	13:00
	13:30	13:30		13:30				
14:00					14:00	14:00	14:00	14:00
	14:30	14:30		14:30				
15:00			15:00			15:00	15:00	15:00
	15:30	15:30		15:30				
16:00			16:00		16:00	16:00	16:00	16:00
	16:30	16:30		16:30				
17:00			17:00			17:00		
18:00						18:00		
便数	9	7⇒10	9	9⇒10	7	12	9	8⇒9

(2) 実施時期

令和6年7月1日から

(3) 追加理由

運行のない時間帯の増便要望を受け、運行可能な範囲で増便する。

デマンド型乗合タクシーにおけるウェブ予約システムの導入について

1 現状

デマンド型乗合タクシーは、電話による事前電話予約にて運行受付けをして おり、利用者は、電話予約の受付時間の制約や電話をかけること自体に負担を感 じている。

2 背景

利用者から予約方法に対する負担軽減を望む意見があり、これについて地域公共交通会議検討部会でウェブ予約システムの必要性を協議している。

3 事業概要

磐田中央線・豊田線の2路線において、国庫補助制度を活用し、試験的にウェブ予約システムの導入による効果を検証する。

なお、現在の電話予約と併用によるものとする。

磐田中央線…利用者数が全路線において最も多く、利用者は当該エリア在住の 65 歳以上又は障害者手帳等所持者であることから、高齢者におけ るウェブ予約システムの効果を検証できる。

豊 田 線…利用者数が全路線において2番目に多く、利用者は当該エリア在 住の全てで、全世代のウェブ予約システムの効果を検証すること ができる。

4 スケジュール

本事業におけるスケジュールは以下のとおり

時期	内容
令和6年5月	共創・Maas 実証プロジェクト応募(国庫補助)
6月	国庫補助申請
8・9月	事業者選定
11・12月	周知・利用方法説明
12 月	システム導入

5 その他

令和7年度に効果の検証をし、必要に応じてシステムの見直しや対象エリア の拡大を検討する。

地域内フィーダー系統確保維持改善計画について

磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について、別紙のとおり策定するものとする。

令和6年 月 日

(名称) 磐田市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

磐田市においては、主に通勤通学時の大量輸送手段として、幹線交通である路線バスが 近隣の浜松市・袋井市・森町等と本市を結ぶ広域路線6路線で運行されており、磐田駅を 中心に放射状に路線網が形成されている。また、磐田市への訪問者や高齢者等の日常生活 の足となっている一般タクシーにより成り立っている。

自主運行バスの代替手段として運行しているデマンド型乗合タクシーは、バス路線など 既存の公共交通への乗り継ぎを図りつつ、通院や買い物など日常生活に必要な移動手段と しての役割を果たしている。利用者数は増加傾向にあり、車を運転できない高齢者等の利 用割合は高く、利用者からは一定の評価を得ている。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、デマンド型乗合タクシー「福田線」 及び「磐田中央線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくこと が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(福田線)

指標	現状※1		目標値 (R6) ※2
一日当たりの利用者数	13.1 人	\rightarrow	14.4人
交通結節点(主要バス停、JR磐田駅・御厨駅)	312 人	\rightarrow	344 人
利用者数			

(磐田中央線)

指標	現状※1		目標値 (R6) ※2
一日当たりの利用者数	47.1人	\rightarrow	51.9人
交通結節点(主要バス停、JR 磐田駅)利用者数	699 人	\rightarrow	771人

- ※1 令和4年10月~令和5年9月の数値
- ※2 目標値の期間は令和6年10月~令和7年9月

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保・維持することにより、民間路線バスが利用できない区域を解消するとともに、高齢者など交通弱者の日常生活に必要な交通手段が確保される。

運行目的地については、日常生活に最低限必要な施設に絞ることにより他の公共交通との整合を図るほか、民間路線バス(遠州鉄道「磐田市立病院福田線」)の主要バス停や JR 磐田駅などの交通結節点と結び、これらのフィーダーとしての役割を果たす。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

デマンド型乗合タクシーの運行内容の周知、啓発(磐田市、事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

別表1のとおり

- 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

目標値の達成

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※該当なし
- 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1)事業の目標
- ※該当なし
- (2) 事業の効果
- ※該当なし
- 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式</u> 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- ※該当なし
- 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※該当なし
- 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<u> </u>
※該当なし
(2)事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論 平成28年5月26日 本計画の協議 平成29年1月18日 福田線、磐田中央線運行内容の見直し ・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など • 平成29年5月31日 磐田中央線運行内容見直しの提案 ・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など 本計画の協議 · 平成29年12月20日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など 平成30年5月31日 磐田中央線運行内容の見直し ・指定施設の追加 本計画の協議 • 平成30年12月25日 8路線運行内容の見直し ・指定施設の追加・車両配置数の変更 令和元年5月31日 磐田中央線運行内容の見直し ・指定施設の追加 本計画の協議 令和元年12月25日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など • 令和 2 年 5 月 30 日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・指定施設の削除、追加 本計画の協議 ・令和2年12月25日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など 磐田中央線ほか運行内容の見直し 令和3年6月2日 指定施設の追加 本計画の協議 令和3年12月15日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・指定施設の削除、追加 • 令和 4 年 4 月 27 日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・指定施設の追加 令和4年6月1日 磐田中央線ほか運行内容の見直し 指定施設の削除、追加 本計画の協議 ・令和4年10月17日 磐田中央線ほか運行内容の見直し 指定施設の追加、所在地変更、名称変更 令和4年12月27日 磐田中央線ほか運行内容の見直し ・指定施設の削除、所在地変更 • 令和5年5月30日 磐田中央線ほか運行内容の見直し 指定施設の削除、追加 本計画の協議 • 令和5年7月13日 磐田中央線運行内容の見直し

19. 利用者等の意見の反映状況

・令和6年5月31日 本計画の協議

- ・自治会、老人クラブ、民生委員、福祉団体関係者、運行事業者及び市職員で組織する「住 民周知・利用促進検討会」の開催
- ・利用登録者アンケート調査の実施
- ・車内アンケート調査の実施
- ・交通安全協会磐田地区支部と連携
- ・自治会、老人クラブ、高齢者サロン等への説明会開催

指定施設の追加

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	静岡県国府台3番地1
(所 属)	自治市民部自治デザイン課
(氏 名)	
(電話)	0538-37-4751
(e-mail)	chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

		* · · · · · · · · 運行系統名	運行系統		玄統	系統 計画		利 便 増 進	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	烂特例措置	運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
磐田市	遠鉄タクシー株式会社	デマンド型乗合タク (1) シー 「福田線」		福田地区、磐田駅 周辺、御厨駅及び 磐田市立総合病院 等		往 km 復 km	293日	2344⊡		区域	1	地区間幹線系統で ある遠州鉄道「磐田 市立病院福田線」 の「福田車庫」・「大 原団地」にて接続	3
公	遠鉄タクシー株式会社	デマンド型乗合タク (2) シー 「磐田中央線」		磐田中央地区(見付・中泉・今之浦)、磐田市立総合病院等		往 km 復 km	293日	7911⊡		区域	1	地区間幹線系統で ある遠州鉄道「磐田 市立病院福田線」 の「美登里町上」に て接続	3

(注)

- 3 1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 3.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
 - 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 5.「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	磐田市
-------	-----

(単位:人)

	(十位:八/
	人口
人口集中地区以外	92,557
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地球公共父週計画、地球公共父週利使環進美施計画、地域旅各運达サービ人継続美施計画の東定年月日及び

特例<u>適田盟始年度</u>

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
磐田市地域公共交通計画	令和5年3月24日	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当 しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」 と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方 運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可) 磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画の策定について

1 要旨

デマンド型乗合タクシー福田線及び磐田中央線の運行は、国の補助制度の対象です。この補助制度の交付要件を満たすため、地域公共交通会議での合意が必要とされる「地域内フィーダー系統確保維持改善計画」を策定するものです。

2 交付要件(主な項目)

- ① 幹線バス系統を補完するものであること
- ② 幹線バス系統等へのアクセス機能を有すること
- ③ 新たに運行するものであること
- ④ 地域公共交通会議による議論を経た計画に基づき実施されるものであること
- ※デマンド型乗合タクシー(福田線及び磐田中央線)は、地域間交通の役割を担う 遠州鉄道の主要バス停やJR磐田駅等を運行目的地とすることにより、幹線バス 系統等のフィーダー=枝葉としての役割を果たしています。
- 3 補助申請対象期間

令和7年度(令和6年10月~令和7年9月)、令和8、9年度の3か年分

- 4 対象となる運行系統名
 - ① デマンド型乗合タクシー福田線
 - ② デマンド型乗合タクシー磐田中央線
- 5 事業の目標、効果
 - ○目標(令和7年度)

福 田 線:一日当たりの利用者数 14.4人(※13.1人×1.05×1.05≒14.44人)

交通結節点利用者数 344人(※ 312人×1.05×1.05≒344.0人)

磐田中央線:一日当たりの利用者数 51.9人(※37.6人×1.05×1.05≒51.93人)

交通結節点利用者数 771 人(※ 699 人×1.05×1.05≒770.6 人)

※ 目標値は、現状実績値に目標伸び率を乗じて設定しています。

○効果 地域内フィーダー系統を確保・維持するとともに、民間路線バスが利用できない区域を解消し、高齢者など交通弱者の日常生活に必要な交通手段が確保されます。

目標設定参考表

1 現状実績値(福田線)

	1 14/1/1/		
年度	利用者数/日 (前年比)	交通結節点 利用者数	運行内容の主な変更
平成 25 年度	3.4人	77 人	H24. 10 運行開始
(H24. 10∼H25. 9)	(-)		
平成 26 年度	4.1人	1.00	105 10 % 久序腔 泊加
(H25. 10∼H26. 9)	(1. 20)	89 人	H25. 10 総合病院追加
平成 27 年度	5.8人	105 人	 H27.4 運賃減額 地区内 500 円→400 円
(H26. 10∼H27. 9)	(1.41)	100 /	1127.4 连負機額 地区[1,500] /400]
平成 28 年度	5.7人	132 人	
(H27. 10∼H28. 9)	(0.98)	132 八	
平成 29 年度	5.4人	0.40	1100 4 1.理期46 豆体治加
(H28. 10∼H29. 9)	(0.94)	248 人	H29.4 土曜開始、昼便追加
平成 30 年度	6.7人	012 /	H20 4 医传染斑
(H29. 10∼H30. 9)	(1. 24)	213 人	H30.4 運賃減額 総合病院 1,500 円→1,000 円
令和元年度	8.1人	226	
(H30. 10∼R01. 9)	(1. 20)	226 人	
令和2年度	7.3 人	246 人	R2.4 運転経歴証明書提示者(65 歳以上)の
(R01. 10∼R02. 9)	(0.90)	240 人	運賃半額の正式導入、御厨駅追加
令和3年度	9.2人	150 /	
(R02. 10∼R03. 9)	(1. 26)	158 人	
令和4年度	9.4人	1 000	
(R03. 10∼R04. 9)	(1.02)	289 人	
令和5年度	13.1 人	210 1	
(R04. 10∼R05. 9)	(1.39)	312 人	

2 現状実績値(磐田中央線)

年度	利用者数/日 (前年比)	交通結節点 利用者数	運行内容の主な変更
平成 28 年度 (H28. 01~H28. 9)	6.2人	153 人	H28.1 運行開始
平成 29 年度 (H28. 10~H29. 9)	7.7人 (1.24)	253 人	H29.4 土曜開始、昼便追加
平成 30 年度 (H29. 10~H30. 9)	14.8 人 (1.92)	383 人	H30.4 運賃減額 総合病院 1,500 円→1,000 円 利用対象年齢 75 歳以上→65 歳以上
令和元年度 (H30.10~R01.9)	25.0 人 (1.69)	1,003人	
令和2年度 (R01.10~R02.9)	27.6 人 (1.10)	785 人	R2.4 運転経歴証明書提示者(65 歳以上)の 運賃半額の正式導入
令和3年度 (R02.10~R03.9)	33.7 人 (1.22)	475 人	
令和4年度 (R03.10~R04.9)	37.6人 (1.11)	555 人	
令和5年度 (R04.10~R05.9)	<u>47.1 人</u> (1. 25)	699 人	

3 目標伸び率

磐田市公共交通計画にて伸び率の目標を<u>前年比 1.05</u>と定めており、目標の達成のため、 磐田駅等の交通結節点における利用促進を図り、利用者を獲得していきます。

運賃に係る協議会の取扱いについて

道路運送法の改正に伴い独占禁止上のカルテルにあたらぬよう運賃等の取扱 いについて下記のとおり運賃検討部会を設置するものとする。

磐田市地域公共交通会議 運賃檢討部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により、磐田市地域公共交通会議に運賃検討部会を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号イの一般旅 客運送事業をいう。
 - (2) 運賃等 道路運送法第9条第1項に規定する運賃等をいう。
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 道路運送法第9条第1項に規定する者をいう。

(所掌事務)

- 第3条 運賃検討部会は、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の設定 について協議する。
- 2 要綱第3条第2項第6号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらか じめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映さ せるために必要な措置を講じなければならない。

(組織)

- 第4条 運賃検討部会員(以下「部会員」という。)は、要綱第3条第2項第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる者の中から会長が指名する。 (部会長)
- 第5条 運賃検討部会に、運賃検討部会長(以下「部会長」という。) を置き、会長が指名する。

(会議)

- 第6条 運賃検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 2 運賃検討部会の会議は、部会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運賃検討部会の会議は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(代理出席)

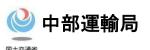
第7条 代理出席の規定は、磐田市地域公共交通会議 代理人出席 要領を準用する。

(報告)

- 第8条 部会長は、協議結果等を交通会議で報告しなければならない。 (庶務)
- 第9条 運賃検討部会の庶務は、自治市民部において処理する。 (雑則)
- 第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。 附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)



道路運送法(昭和26年法律第183号)

議案第3号説明資料

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の 増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共 団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車 運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更 しようとするときも同様とする。

【新】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金) 第九条 運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下 4 者

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする<mark>協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。</mark>
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

公聴会の開催等が義務付け

当該乗合事業者のみが参加

改正後の地域公共交通会議



	地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)
	・乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、 区域) ・ 運賃・料金等に関する事項
主な協議事項	・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性
	・旅客から収受する対価に関す る事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客 運送
	市町村又は都道府県
	一般旅客自動車運送事業者及びそ の組織する団体
	住民又は旅客
構成員	運輸局
1件/以兵	事業者の運転者組織
	道路管理者
	都道府県警察
	学識経験者その他地域公共交通会 議の運営上必要と認められる者

	地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第1条の2)
	・乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、 区域)
主な協議事項	・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性
	・旅客から収受する対価に関す る事項 等
対象	変更なし
構成員	変更なし

	法第9条第4項の協議会 (協議運賃)
根拠	道路運送法(第9条第4項)
協議事項	運賃・料金等に関する事項
対象	一般乗合旅客運送
	市町村又は都道府県
構成員	運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者
伸 风貝	運輸局
	関係住民の意見を代表する者として指 名する者

法第9条第4項の協議会について



法第9	条第4	1項の協議:	会(協議運賃)
-----	-----	--------	---------

根拠	道路運送法(第9条第4項)
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。 対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。

地域公共交通会議における会計設置について

地域公共交通活性化再生法及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付 要綱の改正により磐田市地域公共交通計画と補助制度が連動化されたことに伴 い、下記のとおり会計を設置するものとする。

記

磐田市地域公共交通会議 会計設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。) 第8条の規定により、磐田市地域公共交通会議に会計を設置することに関し 必要な事項を定めるものとする。

(会計担当者の職務)

- 第2条 会計担当者は、要綱第3条第2項第6号に掲げる者とする。
- 2 会計担当者は、適正な会計事務の執行のため、次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 預金口座を開設し、管理するとともに、現金は速やかに通帳へ入金し、現金の保管は運営上、必要最低限とすること
- (2) 収入及び支出に関して、あらかじめ収入伝票及び支出伝票等の書類を作成すること
- (3) 会計事務に関し、証拠書類その他関係書類を適正に保管すること
- (4) 収入があった場合は、速やかに市へ支出すること
- (5) 交通会議の会計年度終了後、速やかに決算報告書及び関係書類を作成し、交通会議で報告すること
- (6) その他会長が必要と認めること

(監事の職務)

- 第3条 会長は、要綱第3条第2項第4号に掲げる者の中から指名により監事 を置く。
- 2 監事は、会計担当者から決算報告書及び関係書類の提出を受け会計監査を 行い、その結果を会長に報告するものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。 付則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。

地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度(見直しの方向性)③

◎ 国土交通省

議案第4号説明資料

- 幹線補助又はフィーダー補助を地域公共交通計画に位置付ける場合、
 - ・地域公共交通計画本体には、**補助系統の地域の公共交通における位置付け**や地域公共交通確保維持事業の必要性など、マスタープランの内容とすべき事項を記載するとともに、
- ・これまで補助計画に位置付けられてきた**補助系統等に関する事項の詳細**については、原則として、<u>地域公共交通計</u> 画の「別紙」として位置づける</u>こととする。
- 別紙について、**地域公共交通計画の一部**として、**法定協議会における協議の手続等を経る**ものとする。

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- !・地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- ・目標を達成するために行う事業及び実施主体
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する<u>運</u>行系統の概要及び運行予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・補助を受けようとする手続に係る利用状況等の<u>継続的な測定</u> 手法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

地域公共交通計画と連動した補助制度

①地域公共交通計画に位置付ける事項

- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統 (補助系統)の地域の公共交通における位置づけ・役割
- ・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ・補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ・地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法※ (※令和2年活性化再生法改正により義務付け)

②地域公共交通計画の別紙として提出する事項 (毎年度提出)

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・補助系統に関する<u>定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</u>
- ・地域公共交通確保維持事業に要する<u>費用の総額</u>、<u>負担者、負担額</u>
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統のみ)
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項





	現行	Ih	法定計画の有	経過措置期間 (改正法施行後3年程度を想 定)]期間 3 年程度を想	経過措置) (令和7	経過措置期間終了後 (令和7年度~)
	補助計画	交付先	K	補助計画	交付先	補助計画	交付先
			県法定計画あり	県法定計画 又は 県生活交通確保維 持改善計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者	県法定計画	<u>県法定協議会</u> <u>又は</u> 乗合バス事業 者
幸徐	生活交通確保維 持改善計画 (県単位)	乗合/(ス事業者	県法定計画なし 市町村法定計画 あり	<u>県生活交通確保維持改善計画</u> 又は 市町村法定計画	<u>市町村法定協議</u> 会 又は 乗合バス事業者	市町村法定計画	<u>市町村法定協</u> 議会 又は 乗台バス事業 者
			県・市町村法定 計画なし	<u>県生活交通確保維</u> 持改善計画	乗合バス事業者	補助	補助対象外
グイーダー	生活交通確保維持改善計画	乗合バス事業 者、自家用有 償旅客運送者 又は	市町村法定計画ありり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持 改善計画	<u>市町村法定協議</u> 会 又は 乗合バス事業者 等	<u>市町村法定</u> 計画	<u>市町村法定</u> 協議会
,		活性化法法定協議会	市町村法定計画 なし	生活交通確保維持 改善計画	乗合八ス事業者 等	補助	補助対象外